

呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月1日

呉市長 新原芳明

呉市条例第33号

呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年呉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された呉市の区域（以下「公示区域」という。）内において過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号。以下「税条例」という。）の特例を定め、もって公示区域内の産業の振興を図ることを目的とする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（<u>公示区域</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により呉市が定める同項の過疎地域持続的発展市町村計画（以下「呉市計画」という。）に記載した同条第4項第1号の産業振興促進区域（以下「対象区域」という。）内において、同項第2号の振興すべき業種に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号。以下「税条例」という。）の特例を定め、もって対象区域内の産業の振興を図ることを目的とする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（<u>呉市計画</u></p>

として公示された日（以下「公示日」という。）以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。

（課税免除の申告等）

第3条 略

(1) 特別償却設備等に係る事業所（以下「事業所」という。）の全体の平面見取図に、公示日以後に取得した家屋及び土地の位置、取得年月日及びこれを事業の用に供した年月日（事業の用に供した年月日は、家屋に限る。）を明示したもの

(2) ～(4) 略

(5) 家屋及び土地の取得に係る契約書及び登記事項証明書の写し

2・3 略

の計画期間（以下「計画期間」という。）内において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。

（課税免除の申告等）

第3条 略

(1) 特別償却設備等に係る事業所（以下「事業所」という。）の全体の平面見取図に、計画期間内に取得等をした家屋及び土地の位置、取得年月日及びこれを事業の用に供した年月日（事業の用に供した年月日は、家屋に限る。）を明示したもの

(2) ～(4) 略

(5) 家屋及び土地の取得等に係る契約書及び登記事項証明書の写し

2・3 略

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正前の呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により令和3年度以後の年度分の固定資産税に係る課税免除の措置が決定されている特別償却設備等（同条に規定する特別償却設備等をいう。）の当該措置については、なお従前の例による。

2 旧条例第1条に規定する公示区域内に所在する土地で、令和3年1月2日からこの条例による改正後の呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する計画期間（以下「計画期間」という。）の初日の前日までに取得されたもののうち、当該取得の日が計画期間の期間内であるとみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるものについては、当該取得の日が計画期間の期間内であるとみなして同条の規定を適用する。